

登別市基準該当通所支援事業者の登録等に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援（以下「基準該当通所支援」という。）を行う事業者（以下「基準該当事業者」という。）の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(登録の申請)

第3条 基準該当事業者の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、基準該当通所支援の事業の種類及び基準該当事業者ごとに、登別市基準該当通所支援事業者登録申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて登別市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 定款、寄付行為及びその登記事項証明書
- (2) 事業所の平面図
- (3) 事業所の設備の概要
- (4) 運営規程
- (5) 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所
- (6) 事業所の児童発達支援管理責任者の氏名、経歴及び住所
- (7) 利用者等からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- (8) 申請に係る事業に従事する従業員の勤務体制及び勤務形態
- (9) 申請に係る事業の資産の状況
- (10) その他福祉事務所長が必要と認める事項

(基準該当事業者の登録)

第4条 福祉事務所長は、この要領の定めるところにより基準該当事業者の登録（以下「登録」という。）を行うことができる。

- 2 福祉事務所長は、基準該当事業者が法に基づく北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第104号）及び北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第38号）に規定する基準該当通所支援に関する基準（以下「指定通所基準」という。）を満たし、当該基準に従って事業を安定的かつ継続的に運営することができると認める場合に前項の登録を行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、福祉事務所長は、次に掲げる場合には、登録を行わないことができる。

- (1) 申請者が登録しようとする基準該当通所支援と同種のサービスを提供する障害児通所支援事業者が市内に十分に存在すると認められるとき。
- (2) 申請者が、指定障害児通所支援事業者の指定を受けることができると認められるとき。

(登録の通知)

第5条 福祉事務所長は、第4条第2項の規定により登録を行ったときは、登別市基準該当通所支援事業者登録通知書(別記様式第2号)により当該登録を行った申請者(以下「登録事業者」という。)に通知するものとする。

(変更の届出等)

第6条 登録事業者は、登録した事項に変更があったときは、登別市基準該当通所支援事業者登録事項変更届出書(別記様式第3号)により速やかに福祉事務所長に届け出なければならない。

- 2 登録事業者は、基準該当通所支援の事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、登別市基準該当通所支援事業者廃止・休止・再開届出書(別記様式第4号)により福祉事務所長に届け出なければならない。

(特例障害児通所支援給付費の支給)

第7条 福祉事務所長は、通所給付決定保護者が登録事業者から基準該当通所支援を受けた場合において必要があると認めるときは、特例障害児通所給付費を支給するものとする。

(特例障害児通所給付費の代理受領)

第8条 通所給付決定保護者が登録事業者から基準該当通所支援を受けたときは、福祉事務所長は、当該通所給付決定保護者が当該登録事業者を支払うべき当該基準該当通所支援に要した費用について、特例障害児通所給付費として当該通所給付決定保護者に支給すべき額を限度として、当該通所給付決定保護者に代わり当該登録事業者を支払うことができる。

- 2 前項の規定による支払いがあったときは、通所給付決定保護者に対し、特例障害児通所給付費の支給があったものとみなす。
- 3 登録事業者は、第1項の規定による支払いを受けた場合には、当該支給決定保護者等に対し、当該支給決定保護者等にかかる特例障害児通所給付費の額を通知するものとする。
- 4 福祉事務所長は、登録事業者から特例障害児通所給付費の請求があったときは、指定通所基準に照らして審査のうえ、支払うものとする。
- 5 登録事業者は、基準該当通所支援の提供に要した費用について、第1項の規定により当該通所給付決定保護者に代わって特例障害児通所給付費の支払いを受ける場合

は、当該基準該当通所支援を提供した際に、当該通所給付決定保護者から利用者負担額として、当該基準該当通所支援に要する費用の額から当該登録事業者を支払われる特例障害児通所給付費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

- 6 登録事業者は、基準該当通所支援の提供に要した費用について、通所給付決定保護者から支払いを受けるときは、当該支払いをした通所給付決定保護者に対し、領収書を交付するものとする。
- 7 前項の領収書において、基準該当通所支援について、通所給付決定保護者から支払いを受けた額のうち、特例障害児通所給付費に係るものと、その他の費用を区分して記載し、当該その他の費用の額については、費用ごとに区分して記載するものとする。

(報告等)

第9条 福祉事務所長は、特例障害児通所給付費の支給に関して必要があると認めるときは、登録事業者若しくはその従業者（以下「登録事業者等」という。）又は登録事業者等であったものに対して、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、これらのものに対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは登録事業者の事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(登録の取消し)

第10条 福祉事務所長は、登録事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第4条第2項の登録を取り消すことができる。

- (1) 指定障害児通所支援事業者の指定を受けたとき。
- (2) 第4条第2項に規定する基準を満たすことができなくなったとき。
- (3) 特例障害児通所給付費の請求に関し不正があったとき。
- (4) 前条の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を求められて、これに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 前条の規定により出頭を求められてこれに応じず、同条の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは逃避したとき。ただし、登録事業者の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該登録事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (6) 不正の手段により基準該当事業者の登録を受けたとき。

(登録事業者に係る情報の提供)

第11条 福祉事務所長は、登録事業者に係る情報のうち、次に掲げる事項を北海道に提供することができるものとする。

- (1) 名称並びに代表者の氏名及び住所

- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) 登録年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 事業所番号
- (7) その他福祉事務所長が必要と認める事項

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月9日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

登別市基準該当通所支援事業者登録申請書

年 月 日

登別市福祉事務所長 様

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者

児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する基準該当通所支援事業者の登録を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ				
	名称				
	主たる事務所の所在地				
	法人である場合その種別				
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
	代表者の職・氏名	職名		フリガナ	
				氏名	
代表者の住所					
登録を受けようとする事業所	フリガナ				
	名称				
	事業所等の所在地				
	事業等の種類	登録申請する事業			
		事業開始予定年月日			
		既に登録を受けている事業			
		登録事業者番号及び年月日			
他の法律において指定を受けている事業					
指定事業者番号及び年月日					

別記様式第2号（第5条関係）

登別市基準該当通所支援事業者登録通知書

登 第 号
年 月 日

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者 様

登別市福祉事務所長 印

年 月 日付けで申請のあった基準該当通所支援事業者について、下記のとおり登録したので通知します。

記

事業者の名称	
代表者の職・氏名	
事業所名	
事業所の所在地	
事業所番号	
登録年月日	
基準該当通所支援の種類	

(問い合わせ先)

登別市

TEL

FAX

登別市基準該当通所支援事業者登録事項変更届出書

年 月 日

登別市福祉事務所長 様

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者

次のとおり登録を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

事業所番号	
登録内容を変更した事業所等	
変更があった事項	変更の内容
1	定款、寄附行為等及び登記事項証明書
2	事業所等の名称
3	事業所の所在地（設置の場所）
4	申請者の名称
5	主たる事務所の所在地
6	代表者の氏名及び住所
7	事業所の平面図及び設備の概要
8	事業所の管理者の氏名及び住所
9	事業所のサービス提供者の氏名及び住所
10	事業所の運営規定
11	その他
変更年月日	

- 備考
- 1 該当項目番号に○を付してください。
 - 2 変更内容がわかる書類を添付してください。
 - 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

別記様式第4号（第6条関係）

登別市基準該当通所支援事業者廃止・休止・再開届出書

年 月 日

登別市福祉事務所長 様

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者

次のとおり事業の廃止（休止・再開）をいたしましたので届け出ます。

事業者番号		
廃止（休止・再開）した事業所	名称	
	所在地	
廃止（休止・再開）した年月日		
廃止・休止した理由		
基準該当障害福祉サービスを受けていた者に対する措置(廃止・休止した場合のみ)		
休止予定期間		

- 備考
- 1 事業の再開に係る届出において、当該事業に係る従業員の勤務体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。
 - 2 廃止、休止又は再開の日から10日以内に届け出てください。